

大矢透博士の著書稿本刊本及び藏書

太田 晶 二 郎

——傳記的書目——

明治十九年、土浦の茨城縣立第二中學校が廢止されたので同校教諭の任を解かれ、三十七歳の大矢透氏は東京へ出て来た。のちよりして見れば、是れは、氏の一生に大きな転換の機となつた。この事が無ければ、氏は或は地方の學校の教員か校長で終つたかも知れない。

此の上京の頃の、大矢氏の日記が残つてゐるが、それによると、氏は文部省編輯局長伊澤修二を訪ひ、其のせいで同局に雇はれた。

一 雜記帳 一冊 筆書

初め少しく日記を書いたけれども、と絶えて、あとは、變つた音假名などの摘記(出所を示す)を五十音各行別で書き集めて檢索に便したものの、に用ゐられてゐるが、大規模のものにはなつてゐない。大部分が白紙のまゝである。

日記は、大矢氏が、明治十九年、茨城第二中學の廢止によつて教諭を解任せられ、十月、東京に出た頃のものである。伊藤圭介翁を訪ひ、奥州燕澤碑の手拓を贈られてゐるが、翁の家は「至るところ瓦石動植堆をなし賓主礼をするにところなきさま也」と云ふ(十月九日記)。堀の内妙法寺の會式も見に行つた。当時の會式の景況の一端を窺ふことができる(同十三日記)。「小石川伊澤氏とふ」、伊澤修二である、伊澤氏は「ビジブルスピーチ」のことを説き、大矢氏は「実験啞者教育」について語つた(同廿三日記)。十月廿六日、伊澤氏から、文部省編輯局に大矢氏を雇ひたいとの意向が伝へられた。

此の年の日記は、もつと調へられたものも、別に残つてゐる(七六號の一)。

此の、文部省在職中から、大矢氏は國語教育に心を寄せて読本類を作り、ついで文部属を免ぜられて、伊澤氏が館長であつた教育學館の

館員として教科書編修に従事した。

二 小學讀本卷之一 活版 袋綴 一冊

「文部省編輯局藏版」「明治廿二年十月」

「緒言」に、「讀方作文教授書ニ次ギテ、小學ニ入り第二年ノ初メヨリ、讀方ヲ授クル用ニ供」し、「分テ四卷トス。」

此の卷、「ものさし」より「われ／＼のすむ所」まで四十六課。平假名。絵入り。

ものさしの課に、曲尺一尺のものとさしの、原寸・実形の細長い図を貼り込んでいる。

『大矢博士自傳』に、『文部省在職中、國語教育に関するものに興味をもち、これが著作を試み、明治廿二年に「小學讀本」、を公けにした。』と見えてゐる。

三 國語讀本校正刷 一綴ぢ

彫り直しの指示を記入したり(朱筆)、文や絵の一部分を彫り直して刷つた紙片を貼附したりしてある。

低學年用の讀本であるが、第三十六課五十音圖、カタカナにはヤ行のイに「レ」(a)を表記する)を・同行のエに「イ」(i)を表記する)を・ウ行のウに「于」(u)を表記する)を注し添へてある(それぞれの右下隅に小書して)。明治の初めに却つて、実態を超え・理論にもとづく此のやうな五十音圖が行はれたのであるが、後年大矢氏の研究の一つの大づかなる衣・延辨や重要學績の一つ音圖考が、此の教科書編修の際にかうした五十音圖を扱つたことから糸を引いてゐると見るならば、おもしろい遺品と謂ふべきであらう。

四 大東讀本 活版 袋綴 四冊

「教育學館員大矢透著」(「教育學館長伊澤修二閱」)。「發兌 大日本圖書株式會社」。「明治廿六年十二月、文部省檢定齊」(第壹編)。

「高等小學校ノ本科、并ニ尋常小學校ノ補習科ニ於テ、読書ヲ教フルノ用ニ供」し、「全部二篇、通シテ四冊トス。」而して、「貧富兩童ヲ設ケテ、其性行ヲ叙シ、之ニ繋クルニ、修身ハ、勿論、農・工・商ノ実業ヨリ、理科・經濟・法律等ニ至ルマデ、社會ニ立ツニ及ビテ、必須、關ク可カラザル事項ヲ以テセ」るものであるが、「特ニ二宮翁ノ教旨ニ由リ、兒童ヲシテ、専ラ忠孝仁義ヲ以テ、其心ヲ固メ、之ニ基ツキテ、実業ノ精神ヲ發揮セシメンコヲ力メ」た。

第一編上巻、二十六課、明治廿六年十二月發行。第一編下巻、二十七課、明治廿六年十二月發行。第二編上巻、二十九課、明治廿六年三月出版。第二編下巻、三十八課、明治廿六年三月出版。

五 大東讀本 四冊

右(四號)と同書。

著者の家に存したに係らず、何故か、「新潟縣岩／船郡村立／牛屋尋常／小學校印」が捺された本である。

六 大東讀本 三冊

右(四・五号)の書の端本。第一編下巻・第二編上巻・第二編下巻(但し此の巻、右の本と異なつて、明治廿六年十二月訂正發行、明治廿六年十二月文部省檢定齊)を存する。

七 大東商工讀本 活版 袋綴 四冊

「教育學館員大矢透著」(「教育學館長伊澤修二閱」)。「發兌 大日本圖書株式會社」

「実業補習學校ニ於テ、商工業家ノ子弟ニ、読本ヲ授クルノ用ニ供センガ爲」のもの、「四冊ヲ以テ全部トス。」而して、「貧富兩家ノ子弟ヲ設ケテ、(○)貧家の秋津 島太郎を主とする」其性行ヲ叙シ、之ニ繋クルニ一般營業上ニ關スル徳義ハ勿論、商事・工業ノ解説(等々)商工社會ニ獨立シテ、其業ヲ營ムニ及ヒテ、必須關ク可カラザル事項ヲ以テセリ。」といふ構想を取つてゐる。

第一巻、二十八課、明治二十七年十月發行。卷之二、二十五課、明治二十八

年三月訂正發行。第三巻、二十六課、明治二十八年三月訂正發行。卷之四、四十課、明治二十八年三月訂正發行。

八 大日本讀本卷五 供閱刷か 袋綴 一冊

「尋常小學校卷五」(「大日本圖書株式會社藏版」と、版心に刷つてある。二十七課。

「第十一文字」の課に、訂正を指示(朱書・墨書)した個所が有るのは、大矢氏が國語學者として特に注意が属したものであらう。

九ノ一 「新國民讀本卷之二／草稿」○表紙にう 筆書 一冊

「第一課 につぼん」から「第二十七課 三六のくふう」まで。

口語體。大體平假名であるが(漢字は少い)、第十三課の上層に「以下へ前に出したるやまと假名を適宜ニ書き交ふへし」と朱筆注意書きが有り、下の本文に朱記した所を見ると、「やまと假名」とはいはゆる變態假名のことである。

挿絵を入れるべき個所、枠を描いて指示してある。

九ノ二 新國民讀本卷之四 原稿 筆書 一冊

「第一課 日本刀」より「第二十七課 光陰」まで。

文語體。各課の尾に、新出の漢字を掲記する。内容は、教訓的のものが多く、挿絵を入れるべき所、匡郭を施して示してある。

添削・切貼りが多い。誰かが批評を書き入れてゐる。「標題ノ長キモノハ短クスル訳ニハ參ラザルカ」の如く。

一〇 わづかのこらへ 板本 色刷り絵入り 小形一冊

大矢透著。明治二十四年五月十八日出版。發賣所、(東京市日本橋區)家庭教育舎。

表紙に「家^{〔庭〕}を^{〔へ〕}し^{〔ぐさ〕}」と入れてある、その名の叢刊のなかの一冊であらうか。

児童教育の爲の読み物にする串話一篇。(寒さをがまんしたお蔭で、鳥獸を多く獲つて、裕福になつた話。)口語體、平假名(漢字を用ゐること僅少である)。

一一 猿と蛙 筆書 一冊

「乗正齋 誌」と記す(首に)。「わづかのこらへ」(一〇号)の奥附「著者大矢透」の下に「乗正齋／主人／検印」の印が捺されてゐるので、此の冊子

も大矢氏の作であることを知る。

▲わうちやくな猿が、蛙にばかり耕作をさせて出来た粟の餅を横取りしよう
とたくらんだけれども失敗した」といふ寓話を平易な文語文に綴つたもので、
尾に「悉ク得ント思フ者ハ一モ得ルコト能ハザルモノナリ」と寓意を明かして
ある。

朱で句読を施してある。又、挿絵を入れるべき指定であらう、方形・楕円形
・七角形等の枠（中は空白）を描いた所が七個所ある。

童蒙の爲の読み物の原稿であらう。

次は、教科書編修の参考となつたかと思はれるやうな書籍を掲げ
る。

一二 ちこのをしへ 修身講義録
一之巻附録 板本 袋綴 一冊

「從四位男爵高崎正風述」。東京府出版。明治二十九年九月刊行。

片假名、絵入り。「ガクモン ヲスル、ワケ」から「ヒトノ ナンギ
ヲスクフ」まで三十七課。「附録」とは、副読本の意の如し。

一三 教庭叢話 筆書 一冊

童蒙の教訓に資する短篇実話類を集めたもの。表紙に「父子 一」と記るさ
れてゐるから、なほ他の巻も有つたのであらう。此の冊には、「大阪伏見屋娘」
から「赤間関二人ノ遊女」まで十話が収められてゐる。各話題目の下に注記さ
れた出典には、雲萍雜誌・續近世奇人傳・常総夜話・文徳実録・発心集・梅園
叢書があるが、全篇片假名交り文であつて、文徳実録など、勿論、原文ではな
く、語り更へである。

常陸水戸出身である久米幹文の「久米氏ノ水屋記」の印が存する。

一四 宿直物語 筆書 一冊

「宿直物語卷之上 一名うなる物語」題 首が十六葉、「宿直物語卷之下 一名うなる物語」題 首
が七葉。滑稽小話いくつかを雅文調に作つた戯作。教科書などの話しの材を得
る為に写したか。

一五 一寸法師傳 筆書（新写） 一冊

御伽草子の一寸法師である。

日本が臺灣を領有して、新領土に於ける教育が重要問題となつてゐ
た。明治三十二年、大矢氏は臺灣總督府民政部學務課編修事務を嘱託

され、今度は臺灣用の読本類を作ることとなつた。わき道であつたや
うであるが、異民族に對する國語の教育によつて、大矢氏の側でも、
日本語の音韻・語法等につき更めて認識理解するといふ益も有つたこ
とであらうか。

一六 臺灣教 板本 袋綴 卷三と卷九とが存する
利用書 國民讀本

臺灣總督府民政部總務局學務課發行。卷三は明治三十四年三月、九は三十五
年三月發行。

絵入り。口語體。卷三は、片假名、十七課。九は、片假名と平假名とあり、
漢字もまじへてある、十九課。

特異な點は、(一)「土語讀方」の欄が有り、それにはいろゝゝな符号が用ゐ
てある。例、「ニフウ テ、ベエ カア ニフウツ・ウ、ニフウツ・ウーサウキ
・イリアウ。」(二)日本語の假名遣ひ、全く発音通りである。例、「オトオト
ワ、ホオキ オ、モツテキマシタ。」(三)片假名文の中で、外国語のみならず、
日本語の物名なども平仮名書きにしてゐる。例、「あひる、ヤ雀ナドノヨオニ、
つばさト二本ノ足ノアルモノワ、鳥デ、」(四)「きいるんたんすい、トイウ、ニツノ
港ガアッテ、」(五)臺灣關係の課目も有る。例、卷九、「臺灣」「生蕃」「基隆
ト神戸」「芭蕉」「纏足」等。(五)挿絵の中の人物は、日本風服裝の
者と支那風服裝の者と兩方ある。

一七 「臺灣本島人用日本語教授文例」 筆書 一冊

日本語の文(センテンス)と其れに對應する支那語(臺灣の白話)とを、上
欄・下欄(または前行・次行)に對照したもの。日本語を教へる料である。

三部に分れる、と云ふより、初め別々であつた三綴ちを一つに綴ち合せたの
である。○第二部は版心に「臺灣總督府國語學校第二附屬學校」と刷つた野紙
を用ひ、首尾に「臺灣總督府國語學／校第二附屬學校印」を捺してある。

首に「掛圖國語科」と標題があり、画図を使用して日本語を教へるものである。
○第三は、第二と同じ学校名であるが別種の野紙に書してある。野紙も綴ちも
違つてゐるのであるけれども、内容は、第二から続く掛圖使用教授である。

文例には、臺灣の風土色や日本統治精神をまゝ現はしてゐる。

「土匪ノ巨魁ハ何ト 土匪的頭目是叫做

云ヒマスカ

甚么

」

「ソレナラナゼ縁モ

無キ外国ノ曆等ヲ

店先ニナラベテ鬻

グノカ大不敬デア

ルゾ

若是如此怎樣無縁
故外國の曆日等項
排在店口賣不止犯
法

一八 「臺灣國語教授案」

○表紙にうちつけ書き。左下 筆書 一冊

本文は、「臺灣國語教授要旨」・「公學第壹字年〇以上八話方教案要旨」。

「臺灣總督府」と版心に刷り入れた野紙が用ゐられてゐる。表紙に「大矢」と「文悟」との認め印を捺してある。又、「前田」「鈴木」「山口」と記名した意見が附箋されてゐる。附箋には、「臺灣總督府國語學校第二附屬學校」の野紙を切つて用ゐたものがある。

國語教授要旨に、「本島ニ於テ經驗セル數年間ノ実績ニ鑑ミ難易ノ存スルトコロヲ視テ其理ヲ究メ其法ヲ尋ヌルニ唯嬰兒ガ自然ニ母語ヲ收得スル方法ヲ以テ基礎トスルヨリハ他ニ頼ルベキトコロナキヲ覺ユ」といふ見解を述べてゐる。

臺灣向け國語教育からの進展であらうか、支那人等が日本文を學ぶ為の読本も、其の後間も無くに著作刊行した。漢文和読の反り点の逆になる反り点を日本文に施してゐるのが、もの珍らしい。

一九 東文易解 活版 袋綴 一冊

大矢透著（東京外國語學校教師金國璞・東京高等商業學校教師張廷彦同校）。明治三十五年七月〓光緒二十八年六月刊行。（東京市小石川区）泰東同文局藏版。

支那人等の為の、日本文の読解學習の教科書で、漢文の書き下し・漢文調日本文を文例に用ゐ、漢文に施す場合と逆の關係になる反り點や振漢字を加へる方法を取つてある。例へば、「刑ニ死刑アルハ、猶罪犯審問ノ法ニ拷問アルガ如キ歟。」（死刑論、津田真道）

後編のみ存する。十七課。

假名遣問題・國字問題等が社會でさまざま論議されるやうになり、文部省に國語調査委員會が設置され、大矢氏も補助委員に任命された。かくて、氏は、読本作りよりましなしごとをすることができると

うになつた。

此の委員會の議案・速記録の類が、少々残つてゐる、國字・國語方策史の重要史料である。表音式假名遣・長音符・羅馬字・口語文典に關するものが見られる。

委員會の中で、大矢氏は、今後の古假名や古音韻の研究に似ず、現實の問題に對しては頗る進歩的だつたやうである。表音式假名遣で、助詞だけ別扱ひにするをよしとせず、「ハ」「ヘ」「サヘ」「ヲ」をもそれゝ、「ワ」「エ」「サエ」「オ」と記ることを主張し、又、長音符「ー」を、漢字音の場合ばかりでなく、ひろく和語にも用ゐるべし（但し、符号の形を改めて）といふ考へであつた。（之ニ反シ、委員大槻文彦ハ「ー」符号ニ強ク反對シタ。委員會速記録カラ大槻氏ノ駁論ダケヲ抜キ出シタ一綴デモ存シテキル。）

先に臺灣向け國語教育では自然、純發音式表記を取つた、そのことと關聯あるものかも知れぬ。

二〇 本會議案 蒐剔刷 一綴

「文部省」と版心に刷つた野紙。「提出者 本會ノ説明者 主事上田萬年補助委員岡田正美」明治三十七年九月十五日。

「ハ行ヲ行假名遣改正案」である。即ち、「從來ワト轉呼セルハ、イト轉呼セルヒキ、ウト轉呼セルフ、エト轉呼セルヘエ、オト轉呼セルホヲハ、、、ワ、イ、ウ、エ、オノ仮名ヲ以テ之ヲ寫ス」等である。

二一 テニヲハノ假名遣改正ニツイテノ意見 筆書 一綴

「大矢透」と記名してある。「文部省」と版心に刷つた野紙。

「ハへ及ビサへハ、ワエ及ビサエニ改ムベシ。」「ヲハ、、、、オニ改ムベシ。」「の二個条で、それゝ「理由」を述べてゐる。『全體ノ假名遣法ノ理由ハ、「語詞モ語法モ現時ノマ、ヲ用キルガ故ニ、之ヲ表記スル方法モ亦現時口発ノマ、ニ從フ」ト云フ極メテ簡單ニシテ明快ナルモノトナルコトヲ得ベシ。』との立場である。

二二 長音符ニツキテノ意見 筆書 一冊

尾に「補助委員 大矢透」と署する。「文部省」と版心に刷つた野紙。推敲

を加へた草稿である。

「藝ニ本會ニ於テ字音ノ長音符ハ略^二ヲ採用セラレン模様アリ、^一、本來ノ國語ニモ應用セサル可ラサル所以并ニ國語ニ應用センニハ符号ノ形状ヲ改メザル可ラサル所以ニツキ卑見ヲ提出セリ然ルニ此度尙再應其採否ヲ議セラル、ニ至レルガ故ニ更ニ卑見ヲ左ニ陳述セントス」とて、八項の反對説を駁し先説を主張し続けたもの。

二三 漢字音ノ韻ヲ「一」ニスルニ就キテノ駁論^{○表} 筆書 一冊

「文部省」と版心に入れた野紙。首題は「明治三十五年六月二十日／第八回委員會速記録抜萃」とあり、「大槻文彦君」の發言を書き抜いたもの。朱筆の頭書や訂正が若干あり、それら及び表題は大槻氏の筆蹟かと思はれる。

文科大學・兩高等師範學校・各師範學校に諮問した結果は、「一」に賛成は十六に對し、不賛成が二十一で遙かに多い。

學理の上で、東・冬・肴・豪・陽・庚韻の「トウ」「カウ」の類は、ト・カに韻ウが附いたもので、ト・カを延ばしたのではない。「命令」の類、「メイレイ」と發音するが正確丁寧で、「メーレー」は賤しい。

用法の上から、横書きの場合、「一」は「一」やダッシと紛れる。さればとて、横書きで「一」と書いては、引く感じが出ない。又「一」は、美を損ふ。特に平仮名と調和せぬ。字書に於て、「一」を下に附けた音をどの順位に置くかの問題も有る。

「一」を字音のみに使ひ國語に及ぼさぬといふ方針であるが、音と訓とを辨別するのは學者でなくてはできぬことである。さりとて、國語の方にも「一」を入れると、ことばの沿革（語原）を失ふ（語原が知られるといふことは、理解を速くする功用が有る）。活用が分らなくなる。以上の如き理由を述べたものである。

二四 假名字羅馬字両說比較^{○内} 筆書 一冊

「國語調査委員會」と版心に刷つた和紙原稿用紙を使つてゐる。

表紙には、「假名字說羅馬字說比較」と題する。左下隅に「大矢」の認印を捺し、右下隅に「明治卅五年五月卅一日メ切」と朱書がある。又、右上部に「高橋順次郎委員／渡部董之介委員／芳賀矢一委員／上田萬年委員」と供聞先を朱書し、それ〴〵の下に捺印又は自署がされてゐる。

「假名字を優れりとする説論」と「羅馬字を優れりとする諸論」とに對せしめ、從來發表された諸家の論説を、それ〴〵「單音字と熟音字との得失」「寫音の適否」「學習の難易」「読方の上の得失」「書方の上の得失」「印刷に関する便否」「應用に関する便否」「文典に関する影響」「教育に関する利害」「國家に対する關係」「實施の難易」「實施の手段」の十二項目に區分して、集録した。最後に「假名字羅馬字優劣論比較一覽（表）」を添へ、なほ又、首めに「音及び文字の成り立」「假名字の起原及び沿革」「羅馬字の起原及び沿革」を冠してある。

「緒言」によると、「我國の言語文章は、甚複雑にして、漢字交りの文の如き、之を學ぶにも將之を読むにも甚困難にして、（云々）之を救済するの道へ、一方には、言文一致の方針を執り、一方にハ、先づ漢字を節減し、次第に進んで、終に音韻字のみを用ゐしむるに在り。、、今や一般の輿論も亦此に歸着せるものゝ如し。是れ、國語調査委員會の設立せられたる所以なり。然れども、音韻字には、假名字と羅馬字とありて、其孰れを採用すべきかは、本會が國語の本體を調査し、其目的に向て進むに當り、豫め解決すべき主要の問題にして、世間の參考に資せんか爲めに、讀者か此二種の文字の優劣を判斷するに當り、兩々相ひ參照して、彼此取舍するの便に備へんとするなり。」と云ふ。

集められた諸説の主は、矢野文雄・大槻文彦・那珂通世・岡倉由三郎・木村鷹太郎・末松謙澄・田口惠・前島密・高津敏三郎・三上参次・高橋信吉・井上哲次郎・時事新報・独逸人モッセ・榎本武揚・後藤牧太・上田萬年・朝比奈智泉・浮田和民・坂本元貞・シーエフドレー・徳富猪一郎・外山正一・元良勇次郎・平井正俊・ウキリヤムインブリー・松島剛・西周・田中館愛橘・三並一郎・中島力造・高橋順次郎等諸氏であるが、それ〴〵の本人の原文の引用ではなく、綜合して更めて記述したものである。

二五 本委員會議案 莧蕪刷 一綴

版心に「文部省」と刷つた野紙。「提出 本會」「説明 主査委員大槻文彦」「明治三十八年十二月十二日配布」。

「口語文法制定案（第十）／助詞（其四）」で、「ほど」「ば」「で」「して」「でも」を扱つてゐる。

二六 國語調査委員會速記録 筆書 一冊（「文部省」と版心に入れた野紙）

「明治三十九年十二月十四日「口語法（前會ノ続）」である。

「先達ハ終止連體ノ所マデ濟ミマシテ仮定命令ノ所ニ付テ御話中デ會ヲ終ツタノデゴザイマス、此コトニ付テ大矢サンカラ参考案ガ出テ居リマス」といふことで始まる。大矢氏の案とは、「此度御制定ニナラウト云フ口語文典ハ、中学以下ノ者ノ為ト見ナケレバナラス、[、]、連用言トカ終止言トカ[、]、ムヅカシイ名ヲ用キマス[、]、事柄ヨリモ却テ名ノ方ガムヅカシクテ妙ナコトニナル」として、「附キ工合ノ或一ツノモノデ極メヤウト云フノデ」ある。つまり、活用形と呼称を易くしようといふ論であつて、尋いで芳賀矢一の発言した所を以て見ると、「大矢サンノ案ヲ折衷シテ[、]、ぬノツク形ト[、]、[、]、続ク形、切レル形ト云ツテ、サウシテ終ハバ[、]、ノツク形」といふやうな為方である。

但し、其の日の會議は、それを未決にして、『敬語動詞カラ、[、]、動作を丁寧ニ云うものゝ重なるもの』ト云フ所マデ一括シテ議題ニ致シマス」といふことになり、「大槻文彦君 ソレデハ「斯ウシマス」ノ動詞にわ他人の動作を敬つて云う意味のものと自分の動作を丁寧ニ云う意味のものがある」といふやうなことが問題であつた。

発言者は、會長代理上田萬年・補助委員大矢透・大槻文彦・芳賀矢一・藤岡勝二・三上參次・高楠順次郎・金澤庄三郎・渡部董之介・嘉納治五郎・補助委員保科孝一（補助委員と冠せぬのは正の委員である）。

二七 「口語法 特別委員會修正經過」 油印 一綴

「提出 特別委員會」明治四十三年七月一日配布

「文典の組織を『総説の部』『音の部』『語の部』『文の部』に大別したること。』から「語の組み立て方に就ては接頭辭及び接尾辭を用ゐて種々の語を組み立つる場合のみを説明したること。』まで十三個条。

大矢氏の、前期の著作で、教科書以外、國語學的东西のものとして、『國語溯源』が有る。（上田萬年博士に序を請うて、博士自筆の其の原稿も遺つてゐる）。但し、此の書は、創意工夫の精神が旺盛であるとはいへ、大きく見れば、いはゆる音義説の流れの中に在ると謂はざるを得まい。

二八 國語溯源 活版 一冊

大矢透著。明治卅二年三月廿八日發行。

「上編 國語の發生」「下編 國語の體制」より成り、更に、上は「言語の起原」「語原の旧説」「語原の九法」「言語の轉訛」「言語の系譜」の五章に、下は「我國の語體」「品詞の成立」「名詞代名詞及數詞の成立」「動詞の成立」「形容詞の成立」「分詞の成立」「副詞の成立」「接統詞の成立」「助辭の成立」「詞章の成立」の十章に分れる。

首に、伊澤「修二」の書簡・「上田萬年識」の「序」・著者の「凡例」が有る。

上田序に、本書「言語の起原、活用の原理、係結法の起れる所以、形状言の語尾の本義等を明らかに、云々と言ふによつて、一斑を知るべし。中に就いて、語原の九法とは、形聲・象聲・象形・比感・對比・偶生・會意・假借・比喩である。

此の本、表紙に「校合用」と墨書し、なかに加筆を見る。その若干、○上田序、二頁七行「物集高世が辭格考」の辭格を言と訂し、○本文、百八頁、図、第一段「自他触所活用略図」の触を能と訂し、○百十一頁、尾より四行「サ」の語尾を合の義とはいへども、の合を令と訂し、○百四十七頁、「モ」の項に、「も」雖の意に用ゐる例あることを論すべし」云々と訂し、○百七十五頁、省略法・轉置法について、「ヤカの例を脱す」と訂し、○八十頁、數詞の項に關し、「本邦ノ數詞に就きて（哲學雜誌八ノ八一）岡倉氏ノ説アリ」と注し、○其の他、『支言考』・『神語考』（松村春雄）等による書き入れなどを施してゐる。

二九 國語溯源 活版 一冊

三〇 國語溯源 原稿

「上田萬年」差出、「大矢透殿」充、「十二月四日」附、「明治」39.12.4」消印の郵便封筒にはひつて、上田氏の「國語溯源序」（刊本の首に鉛印されたもの）の自筆原稿（筆書、朱筆句読）が遺つてゐる。一綴四葉、通信一葉を前に綴ぢ添へてある、云く、「誠ニ不文ながらお約束致候儘でたらめニ書き綴り申候充分お訂正之上可奉願上候／お氣ニ合ハぬ點ハお遠慮無クお取捨被下度全篇お採用無之候共不苦候謹言 十四日 萬年拜／大矢学兄」

しかるに、明治三十六年、大矢氏は、一古經卷（高嶺秀夫所藏『法華文句』）を見る機會を与へられ、之をや、暗い處に置いたれば、白墨の

エの項に、「菩提 菩提資糧得圓滿者」と書いた細紙片を貼つてある。但し、傍訓の書き入れは無い。

三七 「金剛般若經讀述上仁和點」 草稿 五紙(一套)

(宋字)

たうに貼つた題簽に「東大寺藏本/金剛般若經讀述上『未成』/仁和元年講師忠窮訓點」。「大矢/文庫」の印を捺してある。

『假名研究報告書』に未刊と言つてゐる『金剛般若經讀述上仁和點』の草稿であらう。焼付写真を貼り込んである。

聖語藏の御本で「仁和元年七月卅日聞了講師忠窮」の奥書ある白点について、「傍訓」等を摘要すること成實論天長點等と同形式のものであるが、題簽にことわつてある通り、まだ中途である。

古点關係の資料などは、勿論、多く有つたはずであるが、それは、晩年、春日政治氏に譲つて研究の継承を委託されたのであつて、此の遺本の中には見る所が少い。

但だ、観智院藏『古文尚書』点本の転写が存し、これは夙に明治二十五年に大矢氏がこしらへさせたものであつて、古点に対する關心は前記法華文句觀覽の以前にも既に素地は存したと為すべきであるかも知れぬ。

三八 (没後) 正倉院聖語藏點本の調査 春日政治 一冊(同本四部あり)

『日本学士院紀要』第十一卷第三号(昭和二十八年十一月十二日発行)別刷春日氏の「淺田重教様」充て昭和二十九年九月三日消印の葉書が附いてある。「大矢先生の聖語藏經卷の調査について発表しました、御送り申し上げます、実は戦後廿七、廿八兩年正倉院特別拝観を許可されましたが、今秋はダメになりました。よつて私の再調査は一応打切つて、先生の調査資料の整理発表にかゝります。」云々

三九 古文尚書 筆書 一冊

「尚書君陳第廿三 周書 孔氏傳」「尚書顧命第廿三 周書 孔氏傳」「尚書康王之誥第廿五 周書 孔氏傳」「古文尚書卷第十一」の題が見られる。元亨三年・文暦二年・貞應三年・仁治三年・建長四年・弘安第四之歳・正應元年・永仁五年・同六年・元亨三年・文和三年・貞和三年・同六年の本奥書が有り、

「右古文尚書一局、原本為横披之一軸、平安教王護國寺(稱東寺)之子院觀智院所藏也。余偶在京師、請觀之、即借得、初丁一葉手寫之、其餘雇人使書寫了。于時文化八年庚子七月二十三日 伴信友(花押模写)」の奥書が有つて、觀智院本の信友写本に発し「右模本、數原尚樹所藏也、摹写卒業焉。時明治十五年 加部嚴夫」(節略)の本を大矢氏が写させたもの、「右古文尚書零本模写壹冊明治二十五年三月加部氏より借り人を雇ひて影写せしむ 大矢透」の奥書を以て結ばれてゐる。

四〇 遠已止點集 筆書 一冊

新写であつて、「京都/帝國大學/圖書之印」の印影を摸してゐるので底本が分る。

「遠已止點集 東二西「南」「北」(原表紙の題) 四冊に分れてゐたのを、一冊に合せたもの。

東・西冊は、「安永八、忍辱山法印祐照」の「遠已止點序」が有つて、「仁和密寺禪瑜僧都、精集成二十有餘家之點編以一巻」と云ふ。「圓堂點」から「經傳」まで「二十五箇點」が「凡例」に挙げる所であるが、實際は、それより「丹州水尾禪門寺玄靜點」が一つ多い。

南冊は、「嘉永六年、菅聰長」の奥書に「點図一冊百年前写也與前図大同小異因新写附冊尾」と云ひ、「喜多院點」から「俗點」まで十六図。

北冊、小題に「四道點之図」とある。

四一 紀伊國伊都郡天野社祝詞并祝氏之文(紀伊續風土記) 筆書 一冊

「明治四十二年十月十五日」と表紙に記るしてある。「丹生大明神告門」(宣命書き)・「丹生祝氏文」(總神主珍藏の古文書なり)を写す。

假名遣及假名字體沿革史料は、固より一大労作であるが、假名の字體の転々變化のさまを示し・諸体がそれと異なる年代に属するかを明かにしたのが効能であつて、未だ解釋・理論の研究が加へられたものではない。

しかるに、次に、大矢氏は、古い音假名の抛りどころとなつた字音に、漢音でも異音でもない特異な音が有り(宜||ガ・巳||ヨ・居||ケ・至||チ・支||キの類)、それらが『毛詩』其他の支那の古代の音韻と

合することに気づいた。かうして『假名源流考』といふ劃期的な研究が成った。後世にまで存続した假名「ト」と「ツ」「ッ」の字原と因由についても、其の理論によつて、是れまでに無かつた説明が施された。

なほ、大矢氏は、さうした推古期の音假名の字音は「周代古音の留存」であると思ひ、之を明確にするものとして、『周代古音考』を著した。

四二 「假名源流考及證本寫真 全二冊」

右の如く記した編題簽を貼つた紙製匣に二冊を収め・書物も革装にしてある別製である。活版・コロタイプ版。

源流考は、「凡例」に、「假名通考の本編第一篇にして、……推古期の古文獻に徴して、假名の起原を尋ね、支那周代に於て、夙に漢字の東方に伝はれるものありて、之が基礎を為したりしことを考証せるものなり。」

又、證本寫真に關して、「此の篇、立論の根據は、推古期遺文に在り。……現存の金石文に在りては、実物の拓本に依り、原文原物の夙に亡びて他書に留存せるものに至りては、其の載籍の最も古きものによりて之を撮影し、……別卷に列挙せり。」

ところとムに正誤が有る。○考の第三章、元興寺丈六光背銘、「三十七頁始一行／止與彌摩／止ガ比ニアマヲル」○天壽国曼荼羅繡帳銘「四十七頁五行目／多麻斯岐ノ岐ハ證本「支」ナリ。」○上宮記逸文、「P.65三行目／己里ハ里ト異ナルカ」○第四章、八十四頁、推古期遺文の假名の分類の表、「ト」の行・「釋迦小像銘」(法隆寺三尊佛光背銘)の段に「止」有るに對し、「三尊佛光背銘ニハ止ナンシ」○「漢吳音にて、サ行の音に呼ぶ文字を、カ行の音に充てたるもの、／至、止、修。」に對し、「八十九頁終二行目／カ行ノカハタ行」(以上いづれも紙片挿入)○第五章、船氏及び文氏の出自、四十頁上欄に朱書「文韻鏡第二十轉微母三等ブニ、フネ蓋清濁通用歟」(船氏と文氏と同源異字にはかならぬとする考へであらう、おもしろい。)

四三 片假名のツ、平假名のつの字源は漢字の川で、其の音は周時代のまゝを傳へたのであると、自分が固く信じた訳柄。

筆書 一冊

首に「大矢透」と署してある。

橋本進吉氏の、明治聖德記念學會紀要第十一卷の假名字源についての説述の中に「大矢透氏が、川の字の古音ツンといふ音があつた事を考証して、ツが川から出た事を主張して居られますが、まだ容易に信ずることは出来ません。」と言つたのに對して辯じたものである。

題名は違つてゐるが、『国学院雜誌』第貳拾六卷第壹号(大正九年一月)所載「ツ」と「ッ」の字源及び音に就て』の原稿である。

四四 周代古音考

周代古音考 韻徵

活版

一冊

布地で本製本してある別製本である。

古音考の「小引」に、「本會疊ニ委員大矢透ニ囑スルニ假名通考ノ編述ヲ以テシ、……外編第一篇周代古音考稿成リテ本會ニ提出セリ、……乃チ取りテ之ヲ印刷ニ附ス／大正二年四月／國語調査委員會」

「凡例」に、「本編の第一篇假名源流考に於ける推古期遺文中の假名の音の、周代古音の留存せるものなることの論定を更に明かにせむが爲めに編述せるものなり。」「周代古音論定の根據は、正確なる古韻の分部に在り。故に、此の書を通覧するには、常に別卷の韻徵と對照比較するを要す。」

韻徵の「凡例」に、「周代古音研究の基礎たる古音の韻形を推知せんが爲に、周代古書を押韻を検出し、聚めて之を分類せるものなり。」

奥附(二冊ともに)、「大正三年六月、……發行「著作權者 文部省」。

四五 周代古音考

周代古音考 韻徵

活版

一冊

仮綴本。

周代古音考其他支那音韻に關する大矢氏の研究の過程または参考と見做し得るかと思ふものを次に掲げる。

四六 説文讀若・説文讀若補遺

合綴一冊 筆書

補遺は、版心に「國語調査委員會」と刷つた野紙、こちらは大矢氏の筆蹟でない。

『説文』から、「何聲」や「詭若何」の類の標音を抜き出したもの―説文の部の順に―。(補遺は、首題の下に「凡百七十九字」と注記してある。)音せら

れる字にも・音する字にも、「何母何何切」といふことを朱書傍注してあり、此の本は、漢字の古音韻の研究資料であらう。

四七 「音符部分ニヨル漢字類聚」○原 筆書 一冊

漢字の、音符部分の同じいもの（必ずしも発音も同じいとは限らない）を聚め記したものの、例へば、「堯 曉曉曉曉曉曉曉曉曉曉曉曉曉曉」。音符部分の画数によつて排列してある。

大矢氏の筆ではないかも知れぬ。

四八 「清儒音韻論説集」○原 筆書 一冊

清人著述から（一つだけ清以外の顔氏家訓から）、音韻関係の論説を写し取つたもの。劉礼部集（劉逢禄）・江氏音字十書（江有誥）・説文審音（張行孚）・摘書（曹金鑑）・古韵通説（龍喜瑞）・四音定切（劉熙載）・説文管見（胡秉虔）・聲韵攷（戴震）・音韻問答（錢大昕）等からであつて、大矢氏の漢字音韻学の資源を伺ふことができる。

四九 中國聲韻沿革表 活版 仮綴ち 二冊

「北平羅常培類次」。各頁上部に「国立中山大学」と刷り入れてある。

一冊は、「第一類 周秦古音之屬」で、「古韻分部沿革表」を冠し、「宋鄭庠古韻六部表」から「清江有誥入聲表」まで二十二表を出だし、殿するに「古聲分合沿革表」を以てする。なほ、「古音集説」を附してある。

他の一冊は、右についての「附説」で、「諸家古韻分部述略」を冠し、次下、「鄭庠古韻六部説」等、諸家それぞの述説を掲げ、編者の案（「培案」）を加へてゐる。最後が「諸家考訂古聲説述略」で、附録として「王国維之古字母研究法」[Bernhard Karlgren]的「諧聲説」等が有る。

第二冊の表紙に「奉贈／大矢透先生／羅常培 二九・一・一九三〇。」と墨書してある。

支那音韻の研究家に、當時、満田新造・大島正健・等がをり、大矢氏との間に相互に論難も有つて、研究を活潑にした。（大島氏については、七七号書状類参看。）大矢氏が推古期の特異字音に直ちに「周代」を持ち來つて結び付けたこと、亦、反駁を招かざるを得なかつた所である。

五〇 満田新造學術書簡 大矢透充て 一通（二綴ち） 原稿用紙にペン書き
支那の音韻に関する論難陳辯である。

（一）「愚説に対し高見御陳述被下」云々とあり、大矢氏が満田氏を批判したのに対する、満田氏の答へ。

「陽唐の先秦音は小生も成るべくは *ang* と仕り度と存し居り、強て *ong* 説を固執する考は毛頭無之候、唯貴示の理由を以しては愚説を翻すに由なきを遺憾と致し候、」とて、八項の陳述が有る。

書簡中に「陽唐と葉鐸とを同韻首と見るべき理由は、拙著八六条に陳述致置候旨（八五頁より八六頁中頃まで）」と云ふのを、満田氏著『支那音韻斷』（大正四年十月発行）に对照すると符合する故、該書に関する遣り取りであることが考へられる。

（二）「御芳書有難く拜見仕候、」と冒頭に言ひ、右「一」號書簡に対して大矢氏が書信を送つたのに対する満田氏の又の答へのやうである。

○「陽唐と葉鐸の同韻首なる理由解し難しとの貴問」に答へて一条、○「御手紙には依然魚摸は *a* に近き *o* との御言葉を繰返され候、実に不思議に存じ」ての一条、○「周代遺音に就ての御陳述実に意外に存じ候」の一条、○次の条、満田氏の考へは、「奇宜移の音は遅くとも後漢三国時代までの間に東方諸國に伝はれるなり」といふ以上に、時期を早めて斷定するの勇氣はどうしても出て不申候、」又、「貴下が明英が周代の古音なりと主張せらるゝ以上は、奇宜移を離れて獨立に、周代古音たるの證據を挙げられさるべからず候、」といふにあり、大矢氏の周代古音考に対する重大なる反論であるが、後關になつてゐることが惜まれる。

五一 「満田新造君の韻鏡四等の解釋を讀む」草稿 一綴

『藝文』第拾壹年第七号大正九年七月掲載の同題の文一同誌同年第五号の「韻鏡四等の解釋」に対する批判である一の草稿であるが、印刷されたものとは大分相違の有る、前段階の下書きで、又、分量も少く、後關かと思はれる。

支那の音韻の研究には、『韻鏡』が重要な工具であるが、韻鏡については、なほ解明を待つ問題が多々存する。そこで之を研究して『韻鏡考』を著はす自然の順序となつた。

しかしながら、韻鏡は宋代に出来、従つて其の對象となつた音韻は宋代のものであつて、日本の漢音を律すべき音韻図としては、厳密に言へば、適切でない。されば、大矢氏は、韻鏡を改修して、隋唐時代の音韻の図を作製し、韻鏡考の「附録隋唐音圖」としたのである。

但し、韻鏡考の刊本は製本に垂んとして大正の大震災で焼失したので復興したのであるが(七七号書狀類参看)、隋唐音圖の方は其の事成らず、大矢氏没後に至つて三宅武郎氏が刊行を遂げた。本所の蔵となつた隋唐音圖原稿は景印の底本そのものである。

五二 韻鏡考 草稿 筆書 三綴

「附言」一綴・「目次」より「第十四章 影喻二母とアヤワ三行との関係」の中間まで、一綴・其の次から大尾(「第二十章 概括」)まで、一綴。

切貼り・書足し等、推敲の迹多い。句読を、朱を以て施してある。

刊本とは、相当の差異を見る。例へば、啓明會からの補助の事なども記るしである附言は、刊本には存しないものである。

又、章の立て方で見ると、○刊本の「韻鏡とは如何なるものなるか」の章が原稿には存せず、○刊本の「等位と二百六韻との関係及び轉次」の「及び轉次」が原稿に無く、○刊本の「内外轉及び十六攝目」は、原稿では單に「内轉と外轉」であり、○刊本の「二十圖式音圖の作者年代並びに之と門法との関係」の章は、原稿では、別に一章とはせず、「反切の構成及び其の名義」の後部となつてをり、○刊本の「韻鏡異本の比較」の章が原稿に無い。

概括の末尾(刊本二一九頁九行「愚考中」以下五行)が、原稿では、「抑も唐代の中原音を當時に於いて、直ちに我が國に伝へたる口舌上の音を、さながら記したる傍假名は、たとひ音圖によりて推測せる原音に比較して、多少の差異あるにもせよ、其の差異は、僅かに原音に於いて類近なるが故に、我が國人にしては分別し難かりしか、若くは分別の必要無かりしによりて、遂に一音となれるものなるへければ、若しこの中古の音を基礎として考へたる音と、音圖によりて推測せる原音とを相聯結せば、自ら中正なる原音を得べきは、さばかり困難なることに非るべし。是唐代音圖毎転なる等位の末に、推測の韻形を記入せる所以なり。此の他内外轉の分別等に関しても、諸大家と意見を異にす

るところ有るを以て、敢て筆を此の篇に染むるところなり。されども、爾か諸大家の研究以外に、尚餘地あるを發見し得たるものは、皆是、時運によりて、編者が遭遇するところ、諸大家と同じからざるに因れるのみ、猥りに異を立て奇を出さんとは非るなり。」とあつて、大いに異つてゐる。

五三 韻鏡考原稿 一冊

「韻鏡考 原稿 全/著者大矢透」とうちつけに墨書した厚表紙を加へてある。

美濃紙を切らずに縦長に全紙で使つて片面書きで堂々と墨筆大書してある。活字号数の指定が加へられてゐて、印刷に廻した原稿と思はれる。

刊本巻首の「韻鏡考讀者に對し著者が特に注意を請はんとする要項」の原稿は全然含まれてをらぬ。或いは、この要項はあとから補ひ足したものののであらうか。又、撰号、刊本は「大矢透著」とあるのみだが、原稿には「上田萬年鑑修/大矢透編述」となつてゐる。

(韻鏡考に於て大矢氏が韻鏡の最善本とした東京帝国大学所蔵信範本は大正の震災に滅んだが、私は、それに代つて或はそれ以上に信範本の性質を明らかにする横濱寶生寺藏本を学界に紹介する幸運を得た(田山方南華甲記念論文集、韻鏡三話)。特に韻鏡考に近しさを覺える所以である。)

五四 韻鏡考原稿殘葉 無題 筆書 一紙

『韻鏡考』刊本では第十八章反切門法並びに其の用法、第一節梗概、一六四—一六五頁に相當する部位の原稿。満面の切貼りに苦心を見ることが出来る。

五五 韻鏡考 活版 仮綴ち 一冊

大正十三年十二月発行、著作兼発行者大矢透。

周代古音考の凡例に「古音は、韻鏡によりて説明すべきもの甚だ多し」、(尚韻鏡につきて不審のことあるは、総べて次篇韻鏡考に於て之を詳説せんとす。と豫告してあつて、研究の脈絡が分る。

表紙に「校正用」と朱書してあり、なかに朱筆訂正が加へられてゐる。その若干、○要項一頁二行「詩賦押韻上の兩北一致」の兩を南とし、○第八章四一頁五行「之を聞きて発する濁音」・六行「鼻孔を聞きながら」の聞(二つとも)を開とし、○第十二章七一頁一五行注「務道碑」の務を勝とし、○同八一頁一三行「原音に違はざらんことを始めたりしならんが」の始を力とし、○第

大矢透編述。大正七年八月、大日本圖書株式會社發行。

「國語調査委員會委員在任中、會命ニ遵ヒ編纂ニ着手セシ假名通考中ノ一篇ナリ。」「假名通考、本編第五篇にして、我が國、固有の音韻を示すところの音圖、並に之を記す文字、即ち假名を習ふべき詞歌につき、其の形質、其の製作の時代、及び作者を考定せるものなり。」

「五十音圖」阿女都千詞「大為爾歌」「伊呂波歌」の四章が有る。後に、「附録五十音圖證本」三十五圖を附する。

此の本、朱筆訂正が加へられてゐる。○本文五頁九行「弘安古写、悉曇輪略圖抄」の弘安を貞和とし、○一八頁四行、倭片仮字反切義解の「増補圖於二字」の圖を圖とし、○六一頁七行、金光明最勝王經音義の「引勘字」の次に「書」を補ひ、○六六頁七行、極樂願往生歌「南禪寺竹林中より、発掘」の南禪を建仁とし、(七七号書狀類、新村出葉書、参看)○八七頁七行、悉曇輪略圖抄の「公私無悖」の悖を障とし、一一行「牙具之義」の牙を互とし、「五音在」の在の前に「散」を補ひ、一四行「伊呂八等廿五」の廿を卅とし、○八八頁末行「兼明の二字を反すれば、漢音キヤウ、吳音ケイ」のキヤウとケイとを置き換へ、○九五頁七行、伊呂波歌の「やまけふこえて」のえをねとし、○一三六頁九行、宇都保物語の「つぎにかなかな」の上のなをたとし、○一四六頁末行、口遊の「陽湯安國興」の國を國とし、◎証本六頁、孔雀經音義、「四とあるは、四の四を咽とし(二字分注ではなく、口偏に旁四の一字)、○八頁四行、反音作法の「寛治六年」の六を七とし、○十頁一〇行、異本反音作法、「寛治六年十二月の作なるに書写は、嘉保二年四月なれば、僅に一年四月の後」の六を七、一年四月を四ヶ月とし、○十六頁五行、梵字形音義、保安写本の「郡爾奴彌乃」の郡を那とし、○二十六頁四行、管絃音義の「北山隱偷涼金」の偷を倫とし、○四十八頁七行、悉曇輪略圖抄の「法近」の近を匠とし、八行「輪略圖」の次に「抄」を補ひ、九行「仲呂半蘭」の□の□を之とし、○五十一頁五行、反音作法附記の「金資勝堅」の空を滿とし、○五十四頁六行、掌中歴の「竹下博士」の竹下を等としてある。

又、朱筆書入れに、本文三三・三三頁、阿女都千詞の章「加納諸平天保十二年の著安米都知一冊佐々木信綱氏より借覽写本なり」云々として長文が有る。

六四 音圖及手習詞歌考 校正刷

六五 音圖及手習詞歌考 原稿 筆書 一冊

表に、「大正五年三月五日稿了」と記るす。

題名、「詞歌」は、初め「歌詞」とあつたのを上下して改めたのである。

内容、刊本とはなほかなりの相違ある段階のものである。刊本に有つて稿本にまだ無い論説も少くない。例へば、大為爾歌の章、刊本五六頁から五八頁に亘る「大為爾歌の考證上の益」二十五行は、稿本には全然存しない。又、刊本は「五十音の例証中、原本の写真、又は映写して木版に附したるもの、之を集めて別冊とし、云々(凡例)」といふ形式であるが、稿本では、本文の中に第二章として「五十音圖集」がはいつてゐる。なほ、刊本の「第卅五圖古史本辭經に改訂せられたるもの」が、稿本には無い。別に、稿本に、「法隆寺新撰字鏡篇立次第第一紙表ニ粘附セラレタルモノ」といふ五十音圖の影写が挿入されてある。

六六 史料 第四卷第壹号 一冊

大正八年一月發行 京都帝國大學文部科學部大學内史學研究會編輯

「音圖及手習詞歌考」を讀む 吉澤義則「が掲載されてゐる(批評)欄」。「假名の混同の起つた後でも、伊呂波歌が出来て來べき路は無いではない。、此の「阿女都千」詞の假名の仕組を改めて、伊呂波歌を作つたならば、假名の混同なしに出来たであらう」等の評言のある一六頁上部に、「此の項音數と假名遣とを混説致し申訳無之候」と書き入れて妄評を詫び、又、一一七頁「ぬを江から出たものゝやうに示してある(夏十)のは、恐くは植字の誤であらう。」の「ぬ」を「え」と直してある、これらは、吉澤氏が自ら記したものであらう。

六七 雲流過篇重凝卷も、破損して文字は見えず。 筆書(江戸時代) 卷子 一軸

書道の伝授書である。奥に、「右此ヶ數一卷は／雲流筆道過現末(○繼ぎめ)道の心さし淺からぬに／より当法九段之うち(○繼ぎめ)之時施與之者也、／皆元祿十三年／現夢翁／雲似翁／(○下ゲテ) 梵草子／(○下ゲテ) 白一子／(○更ニ下ゲテ) 藤善時／初稿下旬 允長(花押)(朱文方印)／安部氏雅丈」。次に「起請文前書」が有つて「元祿十三年／初稿下旬」の日附である。

「九ヶ月之相」「三體手引點劃」「和鑑」など云ふ項目が有るが、真名書きの

「以呂波」が存するので大矢氏は之を持たれたのであらう。

六八 泊泊筆話 筆書 一冊

内題「泊泊筆話第一」、目次「泊泊筆話第一稿目次」、表紙うちつけ書き外題「泊泊筆話第一稿」・右上隅に「随」(分類記号か)。

「文化十三年、椿園のまともにと、しるしつ」の「泊泊筆話序」に、「もふ年はかりこなたいにしへふりこのめるとちのうへを見もしきふもしつること、かいあつめし成けり」「さゝ浪の屋のあるし(清水濱臣)のせし書へくさくあなれハ」云々。

「隠口美仲か歌の話」から「縣居織錦詩作の話」まで卅五話。

十三の「四十七言歌の話」は、大矢氏が関心をもたれた所であらう。

以上のやうな大矢氏の諸研究は、一つの大きな体系・構想が先づ打立てられてゐて、其の中の一こま々々に當るのであつた。夙く假名源流考に掲げてある所によつて、其の体系を表示すれば、

假名通考

本編

- 第一篇 假名源流考*
- 第二篇 假名字體沿革考
- 第三篇 國語假名遣沿革考**
- 第四篇 字音假名遣沿革考
- 第五篇 音圖及手習歌詞考*

外編

- 第一篇 周代古音考*
- 第二篇 漢吳音考
- 第三篇 古韓音考
- 第四篇 漢魏六朝古音考
- 第五篇 韻鏡考*

固より、その規模の宏大なる、個人一生の力を以ては完成に至らなかつたのであるが、四篇(*)は之を刊行していづれも労作であり、

之に先だち資料として假名遣及假名字體沿革史料を編成し、韻鏡考には附録隋唐音圖さへ作製した。

未成の篇のうち、國語假名遣沿革考(**)は確かに手を著けたのであつて、その發端の草稿が遺り、構成を知ることができる。

六九 國語假名遣沿革考 筆書 一冊

「大矢／文庫」朱文方印を捺してある。大矢氏が構想した『假名通考』の本編の第三篇に當るものの草稿と考へられるが、発端「第一章 序説」「第二章 第一期に於ける假名遣を論ず」(不完)だけに止まる。

「古書の仮名に記されたもの并ひに經卷の訓點によりて假名遣の變遷を通觀すれば大略左の時期に分たるべし

第一期 アヤ二行のエイ分別時代上古より醍醐(○朱鑑カ)天皇の承平前後に至る

前期 影母一二三等の数字をア行の音に當て影母及び喻母第四等の数字をヤ行の音に當て用ゐる時代

後期 影母第三等の衣にてア行の音を記し江の訓をヤ行の音に仮用せし時代

代

- 第二期 第一期第三期過渡時代
- 第三期 衣江二音混用時代
- 第四期 第三期第五期過渡時代醍醐(○朱鑑カ)天皇の永祿(○永觀カ)前後に至る
- 第五期 經卷等の傍訓并に片仮名に記け物語日記等は第三期の假名遣にアヤワ三行を混用せるものハワ二行を混用せるものを交へたる時代
- 第六期 第三期と略々同様にして混用せるものを多くせる時代
- 第七期 仮名遣方式時代
- 第八期 擬古仮名遣時代

これで大体の構想が分るが、例の得意の衣江二音を基準に用ゐて古い時代は頗る細かく分つのを特色と謂ふべきであらう。但し、此のまゝでは、上代特殊仮名遣を取入れてゐないことが、大きな缺陷となるはずである。

七〇 國語と國文學 第五卷第二号 第四十六号 昭和三年二月号 一冊

編輯所東京帝国大学国文学研究室内國語と国文学編輯部 発行所至文堂
「阿行也行のエの區別を疑ふ 鴻巣盛廣」が掲載されてゐて、目次の其の題

目に赤鉛筆で鈎(フ)をかけてあるので、大矢氏がこれに関心を有して此の号を持つてをられたと推測される。

國語調査委員會が廃止されたあと大矢氏が研究生活を続けたのは、啓明會の補助金のお蔭であり(七七号書狀類参看)、鷗外森林太郎(帝室博物館総長)の勧めで、奈良に転居して主として正倉院聖語藏其他の古經類の假名の調査研究に従事した。

研究成果を啓明會へ報告する為と、京都帝國大學に學位を請求する為に、大正十二年に執筆した『假名の研究』は、大矢氏の假名研究の精髓を小篇に籠めたものであつて、國語學上の名著に推すべきだ。

七一 假名の研究(財團法人啓明會紀要第五号 大正十五年八月廿三日)活版 一冊

大矢透君報告

啓明會の「序」に、「假名の調査は(云々)。大矢氏は多年本調査に従ひ、大正八年以来本會援助の下に之を繼續し、假名の字体、假名遣及字音の沿革等を研究し、其間一時居を奈良に移し、正倉院所藏の古写本に付詳細なる調査を遂げられたり。而して既に假名沿革資料として「十輪經元慶點」外二巻を出版し、「唐寫四分律古點」外四點を脱稿し、此等の資料に基き、多年調査の要點を摘録せるもの即ち本書なり。一覽以て同氏研究の概要を知ることが得甚だ有益なることを認め、茲に版に附して研究者の参考に資せんとす。因に氏は本研究に對して先般學位を授けられたり。」

僅かに本文四五頁に過ぎないけれども、序に言ふ通り、大矢氏の研究の大綱を知り得る國語學上の名著として、余はかねど之を推賞してゐる。啓明會が之を再版にも付したのは、然るべきことである。

七二 假名の研究 校正刷

大正十五年版の校正である。

(一)「要2校正」(二十三枚)

三四頁に、淳祐内供音訳大悉曇章の梵字・假名の版下が貼附されてゐるが、これに对照すると、出来上りは、「え」(假名)が「元」(漢字)になつてゐたりして、良くない。

(二)「要三校」(二十三枚)

首に「聞申候/透」、末に「附言一項増刷/透」と朱書してある。但し、増入の附言の原稿は存しない。

七三 假名の研究 活版 一冊

表紙に、「昭和八年九月五日 (記要第五号 第二版)」

本文内容に變りはないが、紙型を用ゐたものでなく、組替へである。

七四 假名研究報告書(表題、別案二) 赤インク書き ベン書き 一冊

用紙には左邊に「假名の研究 目々山房」と刷り入れてあつて、大矢博士の房号を知ることができる。目字は、窃・杳と音義相近い。

末尾に「大正十四年十一月 日 文学博士 大矢透/財團法人啓明會御中」とあり、同會から補助金を受けること六個年に及んで満期となるに當つて、経過を報告したもの、博士の学績の大綱を知るに便である。

▲此の研究は、『假名通考』の一部とする『假名字體沿革考』『假名遣沿革考』を成さうとして、古假名の資料を蒐集し其の歸結を求めようとするものであり、先著『假名遣及假名字體沿革史料』の繼續擴充に當る。此の為、聖語藏御物を主にして古經の訓點を調査し、三十三種一百四十七巻を了した。中んづく、西大寺所藏古點金光明最勝王經を全訳したのは、語彙・語法・字音等廣く國語の歴史的研究に資する、新し面を拓くものであつて、「假名研究の應用的方面」と謂ふことができる。

探るべき資料はなほ多いが、今後は、假名字の發達變遷の迹をたづねて研究の歸著に向はうと思ふ。

成果の發表としては、假名遣及假名字體沿革史料第二編として、『地蔵十輪經元慶點』『成實論天長點』『願經四分律古點』を付印したが、『唐寫四分律古點』『阿毗達磨雜集論古點』『唐寫說无垢稱經古點』『金剛般若經讀述卷嘉祥點』『金剛般若經讀述卷上仁和點』は未刊である。なほ又、韻鏡は、漢字音は固より假名の發音・國語音の研究も之に據るべきところが多いので、假名通考の外篇として、該書を研究して『韻鏡考』を刊行した。▽

これが大旨であつて、添附したと記するしてゐる書籍のなかの『假名研究 一綴/附卷 写真集』は、啓明會から出版された『假名の研究』が是れであらうが、刊行には写真集が伴はなかつた。又、假名、史料第二編も、「八綴」

を添へたとあるから、上記未刊五種また之を提出したと思はれるが、其の後どうなつたであらうか、探し出したいものである。

七五 假名の研究 筆書 一冊

厚紙を表紙に用ゐて包背装に製し、表に「假名研究／大矢透」と墨書で題してある。

尾に「大正十二年十一月二十日浄書了」。啓明会紀要『假名の研究』の「附言」に「本書は大正十二年十一月学位請求論文トシテ京都大学ニ提出シ、同時ニ財団法人啓明会ヘ報告セシモノ」とあるから、其の際の控へであらう。此の筆書本に照らすと、活版本一〇頁三行「之地」は、「止」と「土」と二体が夾注になつてゐるのである。

大矢氏の日記は、冒頭に掲げたもの（一号）の外、年次とびムと年ら、数冊が存し、其の他、受けた手紙・葉書が多少保存されてゐる。

七六 日記 筆書 七冊

年次とびムとバラ、に存するだけであつて、本の形状も一樣でない。

（一）「滞京日乗」と表紙にうちつけ書きに題した冊。

「明治十九年七月卅一日茨城第二中学校廢せられたまひて中学三等教諭の職を解かれぬればやかて京地ニ出立たんものところ構へするほとに」云々から書き起し、「二十年一月十九日」までである。

石碑・埴輪などの図のほか、「チャリネ氏の曲馬」のやうなものの絵も描いてある。

（二）「見聞思明治二十五年一月一日」と表紙にうちつけに墨書した冊。

「明治二十五年一月一日」から「二〇（実は三）月十日」まで。

見返しに、「去歳の暮／世のみちはふもまたかへでとしのせきけふも安けくこゆるうれしさ」の歌をしるす。

（三）「水斎日記芝の浦船二」と表紙にうちつけに書いた冊。

明治二十八年、大日本圖書會社の小学読本の編輯をすることとなり、十月十五日、芝公園十貳号五番地に寓居した。〇十一月、麻布区飯倉狸穴町五十八番地の家屋を買入れて住込んだ、

その頃の事をちよつと記るしただけで已んでゐる。

見返しに和歌「しはらくは芝の浦邊につなかなむよをうみわたる海士の釣

舟」。

（四）「大正九年水斎日記」と表紙にうちつけに題した冊。

「大正九年一月一日」から「十一月十四日」まで。奈良在任期であり、博物館・東大寺図書館・「博物館の」修繕所等へ頻りに通つて古点本の調査などに勉めた様や、「假名史料」浄書のことや記るされてゐて、学術史料として有益である。

おもしろいのは、一月一日に、啓明会へ年始狀を「当時調査中の地藏十輪經傍訓の假名」の字体を用ゐて書いたことである。

（五）「大正水斎日記」と表紙にうちつけに題した冊。

「假名沿革大略」の執筆、成実論天長点・西大寺本金光明經・十輪經・唐写四分律・般若經讀述・等の調査などが見える。

（六）「大正十二年日記」と表紙にうちつけに題した冊。

「大正十二年一月一日」より「十二月廿八日」まで。

関東大震災の年であつて、其の爲め『韻鏡考』が焼失したことなども記るされてゐる。又、「学位申請願書」を十一月二十九日提出した。

（七）「大正十三年／日記」と表紙にうちつけに題した冊。

大正十三年一月一日から二月一日まで。『韻鏡考』のことが見える。

七七 書狀類

「特別書狀 大矢透」と貼紙したブリキ箱に入れて、手紙・はがきが保存されてゐる。

郵便消印が不鮮明のもの少くなく、編年は容易でないので、差出人により五十音順にして、次に目録する。〔封〕は封書、「葉」は葉書。

◎安達常正（葉）◎安藤正次（封）◎伊笠碩哉（封）◎伊澤修二（封七）◎和歌山県伊澤（封）◎伊藤誠記（封）◎今泉雄作（封二・葉）◎大島正健（封）

◎大槻文彦（封二・葉二）◎大宮武賢（封）◎大井民吾（封）◎菊地武興（封）

◎久米（封）◎啓明会（封六）◎小森徳之（封、印刷物）「國字ノ一定ト横書片假名ニ就イテ」^{大正六年}と「ヨコガキカタカナ」◎近藤益次（封）◎澤柳政太郎

（封四）◎新村出（封・葉）◎小雷散史（封）◎関戸守彦（葉）◎田澤實入（葉）

◎田中親美（封）◎田村某（封）◎帝国学士院（封五）◎中村春二（封）◎中

村雅真（封二）◎培風館、宮本孫太郎（封二・葉）◎芳賀矢一（封・葉二）

○濱野知三郎(封三)○早利(封)○日野資徳(封)○保科孝一(封五)○米田喜十郎(封)○牧野伸顯(葉)○町田則文(葉)○松本文三郎(葉)○三上参次(封)○三村真菅(封二)○「鷗外」森林太郎(封)○山田孝雄(封二)○湯澤幸吉郎(葉)○井上哲次郎(葉)○猪熊信男(封)○岡田正美(封)○小川竹男(封)○小川為次郎(封)○小田島儀一郎(封)○尾上八郎(封)右のうち、大井民吾書狀には、「多年御苦辛之韻鏡考全ク印刷済にて製本ニ取懸る計之もの」「関東大震災に」全焼候由扱々何たる残酷之事ニ有之候歟」と見舞つてゐる。

大島正健は、『周代古音考』を贈られた禮を述べ、「古韻分類の立場大分見解を異に致し候様思はれ候へとも」云々と言つてゐる。

澤柳政太郎の大正八年かの書狀は、「啓明会ニ於て、年千八百円宛三年間補助決定致候」と知らせてゐる。澤柳氏が斡旋尽力したのである。

新村出の葉書は、大矢氏が『音圖及手習詞歌考』で「極樂願往生歌」の出土地を南禪寺としたことに対し、実は『建仁寺』にて、丁度當時建仁寺某塔頭より通学中の一学生の案内にて発見後まもなく程、其辺にまゐり候て一見、其後一時大学に借来りし事も有之候」と告げた。

帝国学士院の一通(大正五年五月十三日附)は、「仮名ノ研究ニ対シ恩賜賞ヲ授与」の通知である。

中村春二は仮名書き論者であつたので、其の書狀も平仮名書きで(大正拾年「うづき 十五にち いけふくろのさと なかむらはるじ ねながら したゝむ」をやや せんせい をもとに)、雑誌「かなのめばえ」とは「や」「かなかきひろめかい」の事が見える。又、「タイプライター わ まだ できてきません。できてきましたら さっそく ををくり いたしますつもりです。」と言ふのは、中村氏考案の仮名タイプライターのことである。大矢氏宅に遺つてゐるやうだとの御話しであつたけれども、出て来なかつた、仮名書き運動の貴重な遺物であるのだが。

培風館は、『成實論天長點』(三五號)を出版したので、それに關し・特にその写真製版の技法について、打合せ・交渉の書狀が多い。變つた印刷ゆゑ、培風館も困惑したやうであるが、大いに努力したことが伺はれる。

濱野知三郎は、『韻鏡考』の印刷校正を依頼されたと見え、それに関する疑

問点の問合せの書狀である。

日野資徳は、『國語溯源』に対する批評を述べてゐる。

岡田正美は、『成實論天長點』について「白墨にて書きたるところを地色をぬきて白く出されたる版式上の御新案、感服仕り候。」と讃めた。

なほ、表示のほかに「服賢兄 源元起」の書狀が有るが、これは古文書で、海保漁村の養子である海保竹逕のものであらうか。

七十九歳(數へ歳)、昭和三年三月十六日、大矢博士は世を去られた。むかし在勤した茨城縣の水戸に於ても、追悼会が催された。

博士の傳記としては、みづから『自家履歴』を記るされてゐるが、これは大矢家に残してある。郷土の『新潟新聞』が博士の談話にもついで掲げた記事を、博士没後『國語と國文學』が特輯号を出し、「大矢博士自傳」と題して再録し、併せて著書論文目録・諸家の回想記等をも載せた。

近く昭和四十二年、昭和女子大學の『近代文學研究叢書』(第二十八卷)に、矢尾由美子氏等が「大矢透」を執筆してゐる。

七八(没後)『いはらき』新聞、昭和三年四月二十三日、第一万二千六十三号 一折(四頁)

発行所、(水戸市上市南町)いはらき新聞株式会社
「大矢博士追悼／昨日江山閣にて」の記事が有る(二頁)。

七九(没後) 國語と國文學 第五卷第七号(第五十一号)―昭和三年七月― 一冊

東京帝國大學國文學研究室内國語と國文學編輯部編輯。至文堂發行。

其の年、大矢博士とともに大槻文彦博士も世を去られたので、兩博士を記念した特輯になつてゐる。大矢博士關係は、「大矢透博士系図」「大矢透博士年譜」「大矢博士自伝」(新潟新聞昭和二年十二月掲載)「岳父大矢透の片影」女婿 淺田重教「大矢透博士著書論文目録」「古訓點の調査を中心とした大矢博士の研究春日政治」「大矢翁と韻鏡考 岡井慎吾」○口絵「大矢透博士肖像」「大矢博士自畫自筆田舎盛衰記絵詞」。

雜(こゝに掲げる所のほかに)、まだ雑多の小品が有るが、報告、

頁数に制限あり、省略に付する。

八〇 馬氏文通 筆書 二冊 (不全)

馬氏文通の国訳である。漢文和読の書き下しよりも翻訳的にしてある、文語体ではあるけれども。

「馬氏文通 二」(表紙にうちつけ書き)の冊、内題・巻首は「馬氏文通約説卷二」第二 実字ノ一/(一)名字、「指示代字/四、指示代字」の項まで有る。

「馬氏文通 三」(表紙にうちつけ書き)の冊、内題・巻首は「馬氏文通三/実字の二/主次」、「表詞」の項まである。

八一 「梵字表」無題 筆書 一綴

ア・カ・ガ・キヤ・サ・シャ等の行と、無目イ・ツ・ウ・ム・ンの段とに配当して梵字を掲げ、それらの音を漢字表記で示してある。『真言集』によつたのであらうか、其の奥書を貼り紙で写し入れてあり、「真言集中/延寶八年六月廿日書了」・「別本、四半帖、奥書云、白格、(○中略) 乾元二二一九日、以、田中坊御本書了 求法資最殊」など見えてゐる。

八二 今昔物語類話 筆書 二冊

表紙(各冊)に、「無花草庵」と署し、「大矢/文庫」朱印を捺してある。
詞・称谓・人名・奇句・奇訓・奇字・器具・服飾・文具・家屋・食・風俗・人品・容姿・文書・人倫―以上第一―冊―、法律・時令・旅・官職・樂・輿車・物名・謝辞・奇事・礼・地理・生物名・比・消息・政事・對話・貨物―以上第二―冊―に部類して、今昔物語集のなかの、目とまつた字句・事項を抜き書きしたものである。「今昔物語集卷第六写本」「今昔物語集卷第廿二丹鶴齋書」など、底本が示されてゐる。

「明治」「廿二年秋十一月一日」といふ年紀が記るされてゐて、作製の時期が分る。

八三 「漢籍所載格言諺語集」無題 筆書 一冊

漢籍から格言・諺語の類を抜き出した集めたもの。端に見出しとして其の語句の趣旨を摘記してある。例へば、「習字性成本尊上」、見出し「習性」大成したものではない。

八四 拔書帖 筆書 一冊

もと無題であるが、尾に「懐かしき父上/大矢透翁の拔書帖なり/夏子」と識し加へてあるのによつて書名を作る。夏子氏は、大矢博士の次女で、浅田重教氏に嫁した。

木下幸文亮々艸子であるとか橘守部名物類聚一名類語品彙であるとか、多くは国文・国語関係書の抜き書きであるが、かはつて、「水彩写景論/チーハットン氏著/本多錦吉郎訳」の如きものも有つて、大矢氏が畫筆を執る趣味も持たれたことと相應する。(七六号日記『滞京日乗』に絵を描き入れてあり、『自家履歴』に、野口幽谷に文人畫を学んだことを言ふ。)

又、大矢氏が土浦に在任した縁によつてかどうか、同地の先学色川三中の遺書を見る機会が有つたと覺しく、色川三申未定稿草木考・色川三申隨筆千草の花・色川三申五十首図説が抜き書きされてゐる。

八五 七十一番職人歌合繪詞拔粹無題 筆書 一冊

絵も写してある。奥書「右群書類聚中五百三上中下ニ載せられたるを一夜の間に歌及び徴古の助とならざる図を省きてぬき書きせるなり、(花押)(○)花押ニ重ネテ印記―方形朱文―「無華/艸庵/主人」明治二十一年一月十七日夜十一時」

八六 筆の御靈無題 筆書 二冊

「田沼善一輯」(兩冊、首に)。
一冊は、内題「筆の御靈前篇卷之」。「ひれ背子半臂肩衣の事」と「⑤五節の舞姫の粧、又元ゆひ、髪上たる狀、挿頭、鬘の事」云々と二項。後闕。
他の一冊は、内題「筆のミたま前篇卷之」。「(金)上かしこき御様青色の事」云々より「(金)おいかけつばやなぐひの事」云々まで。

八七 杏之舎集ぬきかき 筆書 一冊

「有功卿/杏之舎集ぬきかき」と、表紙に、うちつけ書きで、題する。有功は、千種氏、江戸末期の歌人として名が有る。

奥書(後表紙の外側の面に)、「明治十六年三月廿九日写し畢/黄金色の千々の落葉をひろひつと人にはいはじかりにこそ来れ/うれしさ何にたとへん黄金色の千々の落葉をひろひとりてハ/無花草庵主」。無花草庵主は大矢氏の一号であらう。

「立春／わか国にくもる時なき天つ日のかすむハ春のたてる也けり」から「鰯のゑに／かつをふね尾から小舟足早みはやくも市に名のり行く朝」まで一百九十二首。初めの方で十首の上部に○符を加へてある。

八八 柿園詠艸抄 筆書 一冊

表紙うちつけ書き外題「柿園詠艸抄譜平大入 年平翁評」・右上隅に「歌」(分類記号か)。諸平は加納氏、年平は飯田氏である。

「雉／つはなぬくあさちか原にあさりても猶恋やせてきゝす鳴らん」から「春恋／家ちかき野の辺に生る若艸の、きのかも霞のをちに鴈ハかへりぬ」(長歌)まで二九六首。歌の上部に、「○」「上」「第一」等の記入が有る。又、添削・評語などもまゝ見られる。

八九 常陸誌料 筆書 一冊

「水戸 宮本球仲笏 編輯」。「平氏譜第三」(第一葉のみ)・「第一」・「第二」である。

「二道」の蔵書印が捺されてゐる。

九〇 自畫題語 筆書 一冊(四卷)

「豊後竹田先生著 帆足遠致大校」。「天保十年、二月刊」の本の写し。

「明治三十九年写於東京市神田区小川町櫻雲書屋以應于水齋大矢先生之清囑 六十三齡 牧頼元」(節略)と記してある。

九一 獨立の書 筆書 紙本(うすねずみ色の紙) 横披 一軸

尾に、「黄檗獨立／書(印)(印)(上は「遺世／獨立」白文方印、下は「天外／聞人」朱文方印)。関防は「惺菴」(朱文長方印)。

草書大字(一行二二三字で二十一行)。唐詩二首(七絶)——張籍の患眼「三年患眼今年較」云々・許渾の秋思「琪樹西風枕簟秋」云々(「三體詩」にも載つてゐる)——を、詩句だけ(詩題・作者を記さず)、而も二首を行を改めず相續て書してある。真筆偽筆はなほ考ふべきであらう。

九二 朱舜水記念會趣意書 油印 一綴

末尾に「明治四十五年五月 神田区一ツ橋通町帝國教育会内朱舜水記念會」と記してある。記念會は、委員長徳川閑順、委員兼幹事に塩谷時敏がはいつてゐる。

舜水「歸化して、江戸の水戸第に入りたるより、二百五十年に相当」し、終焉の地第一高等学校構内(現東京大学農学部構内)に建碑・祭典・展覽會・講演会を行はうとして、賛助員となることや出品を勧誘したのである。

九三 北畠親房墓所在異見 〇表紙にうちつけに墨書 活版 一綴

首には「明治四十一年九月九日故從一位准后北畠親房ニ正一位ヲ贈ラセ給ヒ其策命使御差遣場處奈何ニ付奈良県知事ニ忠告且奉行猶豫哀請ノ願未書」と題する。

版心に「北畠家蔵」と入れた野紙。又、末尾に「治房附言」の注が有るのによつて、北畠治房の述べる所と知る。

奈良県「吉野郡賀名生村大字和田ノ黒木御所址一名慶華藏院ノ丘陵ニ准后親房ノ墓アリトシテ此ニ策命使ヲ差遣せられんとするを非とし、「宇陀郡邊ニ的実ノモノ(親房墓)モアラン余期スル所アレドモ今ハ云ハズ」とて、「再調査中延期」もしくは「延元陵下ノ石若シクハ吉野宮ノ邊ニ神籬ヲ設ケ之ニ宣命」することを説いた一部始終であるが、最後に「青木知事恰モ馬耳東風ノ如シ」と云ふ。

九四 経函 木製 一個

かなり古く、優雅なつくりで、身および蓋の内張に古写経——奈良時代——や古版経や(どちらも、朱でヲコト点加へられてゐる)を剪つて用ゐてゐるのに驚いた。写経の一片に、大形正方朱文の印影が右半を存してゐるが、「東大／寺印」かと判ぜられる。

此の函は、大矢博士が古寺あたりから得て、書籍などを入れるに使用されてゐた遺品であらうか。

大矢博士のあととは、長男・長女夭折し、次男また而立に至らず、次女夏子氏のみ残つて浅田重教氏に嫁した。その間の長男重文氏をして大矢姓を称せしめ、以て家を存した。

浅田夫妻及び大矢重文氏の厚情により、且つ本所助教阿部善雄君の仲介を以て、かぐはしき學術史料——右の大矢博士遺品が東京大學史料編纂所にはいつたのである。

遺憾であり申しわけの無いことは、私がぐづぐづしてゐた為に、此

の報告を浅田夫妻の御目にかけられなくなつてしまつたことである。

補注一 存採叢書『拾聞録』三所収本を写したものであらうと推測されるが、かなりの数の話しを省略してある。／拾聞録では「先に著はせる桃太郎子傳と云ふに、傳へうる所にして、何人の誌せるふミなる事をしらす、」云々といふ跋が見られるが、『桃太郎子傳』と同じく澤田名垂の作であらう。

補注二 近時（昭和四十四年九月）假名遣及假名字體沿革史料が覆刊され（解説索引、中田祝夫・峰岸明兩氏）、第二編たる地藏十輪經元慶點等三種も併印してあつて適切便利であるが、第一編に、そのまま挿入して補遺とせらるべき同体裁の此の有林福田方を加へてないのは、怪むべく惜むべきである。

補注三 三宅氏は後記に於て、影印本につき、「もし御不審の箇所がありましたら御遠慮なく御申越し下さい。原稿を調べて早速お答へ致します。」と告げてをられる。／右の調査回答の責任は、史料編纂所が之を繼承すべきであらう。

補注四 自家履歴は、最近（昭和四十五年）、假名源流考及證本写真の覆刊に附録されて公けになつたけれども、ここに、其の、本稿に關係ある部分を掲載する。（句読は、原本に存するもの。）

「同（明治十七）年九月茨城縣第二中学一等助教諭十九年九月茨城第二中学廃セラレ、十二月上京、文部省編輯局詰ヲ拝命シ、二十年判任六等ニ叙セラレ二十一年非職二十三年台湾總督府編輯事務ヲ囑托セラレ、台湾方言ヲ調査シ、台湾小学ノ教課書ヲ編輯セリ。

三十五年国語調査委員會補助委員拝命、四十二年二月ニ至り同會廃セラレ。

余が国語調査會在職中、同會委員タリシ大学教授高峯秀夫氏ヲ訪ヘルニ同氏曾テ官命ニテ京阪地方ヲ巡回シ、諸社寺ノ宝物ヲ調査セシ際、石山寺ノ調査ニ尽力セルニ酬ユトテ、同寺ヨリ一卷ノ古経巻ヲ贈リタルヲ、示シテ是ニ傍訓アルヲ見ルベシトアリ。見ルニ朱墨最モ明カニ語態ノ明カナラサルモノモ少ナカラサレバ、須臾トテ借リテ歸リ、一通リ見テ机邊ニ差シ置キタルニ不図見レバ、朱墨二点ト共ニ、数多ノ白点ヲ交ヘタリ。驚キテ明處ニ向ヒ見レバ、白点更ニ見エズ。尚机邊ニ置ケハ白字明亮ナリ。サテハト思ヒ注意シテ見レバ白色ハ全ク明處ニ向テハ却テ見エザ「ル」モノト覺知セリ。是レ余ガ、始メテ古経巻白点ヲ発見セシ、最初ノ状況タリ。サテ子細ニ白点ノ假名ト語態トニ注視スレバ、記紀萬葉等ノ奈良朝時代ノモノ、如クナレバ大イニ映驚一番、直ニ一部分ヲ淨写シ

テ假名史料ニ加フルコトヲ為セリ。即チ同書開卷第一ニ掲ゲタル沙門勝道碑ノル次ニ列シタルモノ是ナリ。而シテ此ノ白点ノ発見コソ、余ガ假名研究ノ起原トモ根底トモ云フベキモノナリ。此ノ白墨点「ヲ」発見シテヨリ、一日ノ猶豫モナク、国語研究會會長ニ依頼シテ、夏期休業ヲ利用シ、京阪地方順回ヲ請求セルニ、快諾ヲ得テ、四十年八月一日先ツ石山寺ニ至リ、金剛般若集驗記、大智度論等十四部ヲ調査シ、ソレヨリ京都智恩院、法隆寺興福寺、奈良ニ往キ法隆寺其他各地ノ古社寺旧家ヲ歴訪シ、假名史料ヲ完成スルニ至レルナリ。

其ノ書ノ成レル後、所謂、萬葉假名、即チ眞假名字態ニ附キ、種々考フル所アリケルガ、偶々、詩經ヲ見ルニ、君子偕老ニ、

君子偕老 副笄六珈 委委佗佗 如山如河 「象服是宜 子之不淑 云如之何」

莊子則陽ニ、

无名故无為无為而无不為。時有終始世有變化。禍福滔々流行至有所拂者而有

所宜。自殉殊面者所正者有所差。

此ノ句末ヲ為「化」差ヲ以テ、韻ヲ為ス。猶詩經（○二字、原作誤、今意改）ノ君子偕老ノ珈他河宜何ノ相韻スルト同例ナリ。然レトモ、宜為ハ漢吳音共ニイ韻ナリ。然ルニ「ア」韻ナル珈他河宜何ノ諸音ト韻スル疑フベシ。然ルニ宜ハ漢吳音ニテハ宜ハ「イ」韻ナレド其ノ字、原ヲ尋ヌレバ、説文ニ、窆ノ略窆、ハハ屋ノ形、藏内ニ物品ノ多ク納メアルニ象ルガ故ニ多字ノ韻ヲ取レルナリ。サルニ轉ジテ「ア」韻（○イ韻カ）トナレル漢以後ナルベシ。是ヨリ推シテ為「キ」トシタルモ、後世ノ音ナルコト、調ノ音ハクワト呼フモ、為ノ古韻ノ字旁ニ遺レルモノナリ。是ヨリ推シテ古音ノ轉訛セルモ、文字ノ偏傍ノ何方ニカ殘存スルモノタル知ルベキナリ。ソハ大雅雲漢五章ニ

旱既大甚 滌々山川 旱魃為虐 如惓如焚。

我聞。我心憊暑憂心如熏。羣公先正則不

トアルガ如ク、詩經時代ニハ川字ハウンノ韻ナリシガ、後ニエンノ韻トナリシコトハ訓順巡等ノ皆旁ガ川字ニシテ、ウン、イウンノ韻ナルニテ明カナルガ如シ。但シ是等ノ字音ノ確実ナルコトヲ知ル。是ニ於イテ余ハ、周代古音考ノ必要ヲ感じ、周代以上ノ漢籍ニツキ、押韻ヲ調査シ、其ノ書ヲ審ハシ、遂ニ假名源流考ノ著アルニ至レルナリ。

抑モ周代古音古韻ノ確実ナル形状ヲ知ラントスルニハ、我國奈良朝以上ノ古書
古典等ノ眞假名ノ中ニ、往々是等ノ文字ノ假名トナレルガ有ルニテ知ラル、ナ
リ。ソハ大和ノ元興寺露盤ノ銘ニ

巷奇伊奈米大臣之子名有明子大臣、云々、

又法隆寺天寿国曼荼羅繡帳ノ銘ニ

斯婦斯麻宮治ニ天ノ下ニ天皇、名ハ阿米久爾意斯波留支比里爾波乃弥己等云
々。妹名等已弥居加斯支移比弥乃弥己等云々、

等数多アリ。即チ意ヲオ、支ヲキ、里ヲロ、居ヲケ、移ヲヤニ用キタル類是ナ
リ。意ハ億憶臆、支ハ岐伎、里ハ量、移ハ多等ト同文母ヨリ来レルコト明カナ
ルガ如シ。仍テ余ハ周代古音考ノ必要ヲ感ジ、周代以上ノ漢籍ニツキ押韻ヲ調
査シ、終ニ假名源流考ノ著アルニ至レルナリ。(○傍書「之ニ就キテ大正五年
七月二日帝國學士院ハ恩賜賞牌及賞金ヲ授与セラル」) サレドモ尚未タ実例ノ
乏シキヲ感ジ、幸ヒニ國語調査會廢セラレ非職トナレルヨリ、説デ費用ヲ啓明
會ノ補助ニ依リ、居ヲ奈良ニ移シタリ。恰好シ、正倉院内ニ藏セラル、古經卷
ノ修善ノ為メ、同地博物館内ニ保留セラル、ニ逢ヒ、四年間之ニ從事シ、一昨
大正十四年四月ヲ以テ假名研究ニ対スル論文ヲ京都大學ニ提出シ同年七月三十
一日學位ヲ授与セラル。余ハ何分七十六歳ノ老齡、八月ヲ以テ後事ヲ知已ナル
官立奈良女子大學春日政治氏ニ託シ、同地ヲ去リ今日ニ至レルナリ。」